

瀬戸市訓令第9号

本 庁

公 所

瀬戸市決裁規程（昭和37年瀬戸市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成30年9月28日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前						
別表第1（第4条—第6条関係） 3 財務関係							別表第1（第4条—第6条関係） 3 財務関係						
決裁区分		市長	副市長	部長共通	課長共通	備考	決裁区分		市長	副市長	部長共通	課長共通	備考
契約 施行 計画	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	変更の場合は、変更後の金額の決裁区分による。 公有財産購入は、 財政課長合議	契約 施行 計画	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	変更の場合は、変更後の金額の決裁区分による。
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
<省略>							<省略>						
公有 財産	所管換え			<省略>		当該公有財産を 所管する各課等 の長（瀬戸市公有 財産事務取扱規 則（昭和42年瀬 戸市規則第21	公有 財産	所管換え			<省略>		

					号) 第2条第1号 に規定する各課 等の長をいう。以 下同じ。) 合議
<省略>	<省略>		<省略>		
行政財産の 目的外使用	<省略>		<省略>	<省略>	財政課長合議(道路法(昭和27 年法律第180 号)第32条第1 項第1号及び第 2号に掲げる工 作物若しくは物 件を設置するも の又は軽易なも ののうち各課等 の長の公用申請 によるものを除 く。)
普通財産の 貸付け				<省略>	財政課長合議(道路法第32条 第1項第1号及 び第2号に掲げ

<省略>	<省略>		<省略>		
行政財産の 目的外使用	<省略>		<省略>	<省略>	財政課長合議
普通財産の 貸付け				<省略>	財政課長合議

					る工作物若しくは物件を設置するもの又は軽易なもののうち各課等の長の公用申請によるものを除く。)						
<省略>	<省略>		<省略>	<省略>		<省略>	<省略>		<省略>	<省略>	
普通財産の買入れ及び寄附以外による取得	重要なもの		軽易なもの								
普通財産の売払い又は譲与	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	普通財産の譲渡	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
<省略>			<省略>	<省略>	<省略>	<省略>			<省略>	<省略>	<省略>
<省略>						<省略>					

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。